

# 「指定訪問介護」重要事項説明書

介護センターてるてる  
(令和6年6月)

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(奈良県指定 2973200120号)

当事業所はご契約者様に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 目的及び運営方針	2
4. 事業実施地域及び営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3~5
7. サービスの利用に関する留意事項	5~6
8. 苦情の受付について	6~7
9. サービス提供における事業者の業務	7
10. 損害賠償について	8
11. サービス利用をやめる場合	8~9

## 1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社てるてる  
(2) 法人所在地 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1番12号  
(3) 電話番号 0745-32-5077  
(4) 代表者氏名 代表取締役 南 晴久  
(5) 設立年月 平成16年3月22日

## 2. 事業所の概要

事業所名称	介護センターてるてる
介護保険指定事業所番号	奈良県指定 2973200120号 (平成16年5月1日指定)
事業所所在地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-12
電話番号	0745-32-5077
F A X	0745-32-5877
事業所管理者	南 尚子

### 3. 目的及び運営方針

事業の目的	事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供します。
運営方針	事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 事業実施地域及び営業時間

実施地域	王寺町・平群町・上牧町・河合町・三郷町・斑鳩町・広陵町・香芝市
営業日	年中無休（年末年始12月31日～1月3日除く）
受付時間	日～土（含祝日）9時～18時
サービス提供時間	日～土（含祝日）9時～18時

### 5. 職員の体制

当事業所では、ご契約者様に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

		常勤	非常勤	計
事業所管理者		1（兼務）		1
サービス提供責任者		1（兼務）		1
資格	介護福祉士	1	2	3
	訪問介護養成研修1級修了者	0	0	0
	訪問介護養成研修2級修了者	1	12	13
	介護職員初任者研修修了者	1	2	3

### 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者様のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスは次の通りです。

- |                          |
|--------------------------|
| ① 利用料金が介護保険から給付される場合     |
| ② 利用料金の全額をご契約者様に負担いただく場合 |

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の通常9割又は8割又は7割が介護保険から給付されます。ご契約者様に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

#### <サービスの概要>

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ○身体介護 入浴・排泄・食事等の介護を行います。          |
| ○生活援助 調理・洗濯・掃除・買物等、日常生活の世話をを行います。 |

身 体 介 護	入浴介助	入浴の介助又は、入浴が困難な方は清拭(身体を拭く)などします。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	食事介助	食事の介助を行います
	体位変換	体位の変換を行います
生 活 援 助	調 理	ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
	洗 濯	ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
	掃 除	ご契約者の居室の掃除を行います。 (ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
	買 物	ご契約者の日常生活に必要な物品の買物を行います。 (預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

### <サービス利用料金>(契約書第8条参照)

ご利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は、以下のとおりであり、ご利用者様からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり、基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。

※提供時間は、居宅サービス計画上の時間数(利用者負担額1割の場合) (単位:円)

区 分	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上
	単位	基本 利用料	単位	基本 利用料	単位	基本 利用料	
身体介護が 中心である場合	163	1,630	244	2,440	387	3,870	567単位に30分を 増すごとに+82単位
区 分	20分以上 45分未満		45分以上		身体介護に引き続き生活援助を行う場合		
生活援助が 中心である場合	179	1,790	220	2,200	所要時間が20分から起算して、25分を 増すごとに+65単位(195単位を限度)		

### <加 算>

- ・初回加算200単位
- ・地域加算 10.21%
- ・処遇改善加算I 24.5%
- ・早 朝 午前6時～午前8時 25%割増
- ・夜 間 午後6時～午後10時 25%割増
- ・深 夜 午後10時～午前6時 50%割増

★2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者様の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

(例)2人の訪問介護員でサービスを行う場合

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

★介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。

★ご契約者様がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。又、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者様のご負担となります。

- ① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者様のご負担となります。
- ② 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算しご請求致します。

お支払方法	支払要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は翌営業日)に、ご利用者様が指定する口座より引落させていただきます。(南都銀行又は郵貯銀行となります。)
現金払い	サービスを利用した月の翌月の10日以降に集金致します。

## (4) 利用の中止・変更・追加(契約書第9条参照)

- ① 利用予定日の前に、ご契約者様の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に出し出して下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者様の体調不良等、正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出が無かった場合	500円

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により、ご契約者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者様に提示して協議します。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービスを行う訪問介護員

サービス提供時に、相当の訪問介護員を決定します。

但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替(契約書第6条参照)

- ① ご契約者様からの交替の申し出
- ② 事業者からの訪問介護員の交替

### (3) サービス実施時の留意事項(契約書第7条参照)

- (ア) 定められた業務以外の禁止
- (イ) 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令
- (ウ) 備品等の使用

### (4) サービス内容の変更(契約書第10条参照)

事業者は、サービス利用当日契約者様の体調等の理由で、予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

### (5) 訪問介護員の禁止行為(契約書第14条参照)

訪問介護員は、ご契約者様に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者様もしくは、そのご家族様からの高価な物品等の授受
- ③ ご契約者様のご家族様等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者様もしくは、そのご家族様等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者様もしくは、そのご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他ご契約者様もしくは、そのご家族様等に行う迷惑行為

## 8. 苦情の受付について(契約書第23条参照)

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(担当者)	南 尚子 ( 管理者・0745-32-5077 )
受付時間	毎週日曜日～土曜日 9:00～18:00

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

王寺町役場 (住民福祉部 介護福祉課 地域包括センター) 電話番号 0745-73-2001	平群町役場 (高齢・介護保険係 地域包括センター) 電話番号 0745-45-5872
三郷町役場 (福祉保健センター内 地域包括センター) 電話番号 0745-34-0035	上牧町役場 (上牧町保険センター内 介護保険係) 電話番号 0745-79-2020
斑鳩町役場 (生き生きプラザ斑鳩 地域包括センター) 電話番号 0745-75-4000	河合町役場 (福祉政策課 地域包括支援センター) 電話番号 0745-57-0200
広陵町役場 (地域包括支援センター) 電話番号 0745-76-2001	香芝市役所 (香芝市総合福祉センター 介護保険係) 電話番号 0745-76-2001
奈良県介護保険課 介護事業係 電話番号 0742-27-8532	奈良県国民健康保険団体連合会 電話番号 0744-29-8319

### (3) 緊急時における対応

訪問介護員は、指定訪問介護実施中に、ご利用者様の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

### (4) 事故発生時対応

- ① ご契約者様に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該ご契約者様のご家族様、当該ご契約者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際して取った措置については、記録しなければならない。
- ③ ご契約者様に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 9. サービス提供における事業者の義務(契約書第12条、第13条参照)

当事業所では、ご契約者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者様の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者様の体調、健康状態から見て必要な場合には、ご契約者様又はそのご家族様等から聴取、確認します。
- ③ サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ ご契約者様に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者様又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ サービス実施時に、ご契約者様に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者様又はご家族様に関する事項を正当な理由無く、第三者に漏洩しません。(守秘義務)但し、ご契約者様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者様の心身等の情報を提供します。

## 10. 損害賠償について(契約書第15条、第16条参照)

事業者の責任により、ご契約者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者様に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

●本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

【保険会社名】 財団法人 介護労働安定センター

【保 險 名】 介護事業者賠償責任補償

対人賠償	1人 1億円を限度 1事故 1億円を限度 保険期間中 1億円を限度 (仕事の結果に起因する事故の場合に適用されます。)
対物賠償	1事故 1,000万円を限度 保険期間中 1,000万円を限度 (仕事の結果に起因する事故の場合に適用されます。)
純粋経済損害賠償	ケアプラン作成ミスにより過剰な経済的負担をさせたことによる損害賠償請求を受けた場合等 1事故 100万円を限度 保険期間中 100万円を限度
初期対応費用	事故現場の保存費用を支払った場合等 1事故 500万円を限度
見舞金・見舞品	対人事故の場合、社会通念上妥当と思われる被害者への見舞金 1事故 10万円を限度
人格権侵害	要介護者から名誉毀損によって訴えられた場合等 1事故 300万円を限度 保険期間中 300万円を限度

## 11. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者様の要介護認定の有効期間満了までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者様から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第18条参照)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① ご契約者様が死亡した場合</li> <li>② 要介護認定により、ご契約者様の心身の状況が自立と判定された場合</li> <li>③ 事業者が解散、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li> <li>④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者様に対するサービスの提供が不可能になった場合</li> <li>⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合</li> <li>⑥ ご契約者様から解約又は、契約解除の申し出があった場合(詳細は以下を参照)</li> <li>⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下を参照)</li> </ul> |
|---|

### (1) 契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第19条、第20条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者様から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに「解約届出書」をご提出ください。但し、以下の場合には即時に契約を解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者様が入院された場合
- ③ ご契約者様に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合
- ④ 事業者もしくは、サービス従事者が正当な理由無く本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくは、サービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくは、サービス従事者が故意又は、過失によりご契約者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

## (2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第21条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者様による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## (3) 契約の終了に伴う援助(契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう務めます。

令和 年 月 日

当事業所は、ご利用者様へのサービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1番12
名称	介護センターてるてる
説明者	

私は、事業者より本書面に基づいて重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	
利用者家族	住所	
	氏名	

病院及び主治医		
緊急連絡先	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	
	携帯番号	